

令和8年4月16日

石油精製業者 各位

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部
部長 和久田 肇
国土交通省航空局航空ネットワーク部
部長 田口 芳郎

ジェット燃料の供給量の確保について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、我が国のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、経済産業省から発出した「石油備蓄法に基づく対応に関するご協力について（依頼）2026年3月12日付」において、石油備蓄を国内における石油の安定供給の確保に資する形で活用いただく旨、依頼したところです。

その後、原油の代替調達の進展と備蓄の活用により、年を越えて、石油の供給を確保できる目途が立っているところです。こうした中、我が国の航空ネットワークを維持する観点から、引き続きジェット燃料の安定的な供給が必要です。

については、ジェット燃料について、当面（夏ダイヤ（本年3月末～10月末）の間、「前年同月比同量」を基本として供給量を確保するよう要請します。それにより、航空事業者ごとに認可済み夏ダイヤ分の供給を確保していただくようお願いいたします。

なお、国土交通省において航空ネットワーク上の重要性・緊急性、前年の実績等を総合的に勘案し、経済産業省を通じて各石油精製業者に対して、優先給油の依頼を個別に実施する場合がありますことを申し添えます。

以 上